

子教第1016号
令和2年4月2日

各市町村教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会教育長
(公印省略)

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における
新型コロナウイルス感染症に対応した取組について（通知）

このことについて、令和2年3月30日付け県教育委員会教育長通知において、「今後の県内の感染状況及び国の専門家会議の意見による対応等によっては、再度、臨時休業の実施が必要となることから、県教育委員会における今般の対応及び、文部科学省の『新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』を踏まえ、予め様々なケースを想定し、検討をしておくよう」依頼したところです。

この度、4月1日の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」の提言等を踏まえて、別添写しのとおり、令和2年4月1日付けで文部科学事務次官から「『Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の改訂について」通知がありました。

については、貴教育委員会におかれましては、こうした国の動向や県内の感染状況、地域の実情を踏まえながら、児童・生徒の安全・安心を第一に考え、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力をお願いします。

また、臨時休業を行う際には、次の留意事項を踏まえるとともに、特に、保護者が仕事で休めない場合に自宅等で一人で過ごすことができないなど、個々の事情に応じて「児童・生徒の居場所」としての学校の活用、及び児童・生徒の学習支援について、特段の御配慮をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、県教育委員会及び県内市町村教育委員会の対応について、今後も随時、情報の集約及び提供を行います。

《臨時休業を実施する場合の留意事項》

貴教育委員会所管の学校における臨時休業を実施する場合は、令和2年4月1日に改訂された、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を踏まえ、特に次の点に十分留意すること。（○：課題 ▶：対応例）

1 改めての臨時休業の趣旨の周知

- 地域等からの情報を踏まえ、児童・生徒に対し、感染拡大防止のための臨時休業であることや、登校日等以外の不要不急の外出を避けること等について、改めて指導徹底することが必要。
- 地域における児童・生徒の安全確保について、関係機関や地域との連携・協働が必要。
- 児童・生徒の感染防止のための健康管理や健康状況の把握等について、保護者等との継続的な情報共有が必要。
- ▶ 学校や教育委員会のホームページ、また、各家庭の実情に配慮しつつ、電話連絡や保護者配信メール、家庭訪問等により、継続した注意喚起や情報共有等を行うこと。
- ▶ 今後、必要に応じて、感染防止に配慮したうえで登校日（分割登校なども含む）を設定することも考えられること。
 - ※ 登校日を設定する場合は、令和2年3月30日付け県教育委員会教育長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための県立高等学校及び県立中等教育学校における臨時休業の実施等について」の2 登校日設定に係る留意事項についてを参考とすること。
- ▶ 学校の臨時休業に係る措置状況等を、警察や少年補導員、青少年指導員や民生・児童委員、自治会等とも共有し、地域パトロールを実施するなど、地域における子どもの安全見守りを行うこと。

2 学習及び学習評価について

- 児童・生徒への学習課題の追加提供等について、学校全体での検討・準備が必要。
- 授業の減少に伴う未指導の内容について整理をし、再開後の授業等での補充的な学習計画について検討・準備が必要。
- 臨時休業に伴う学習及び学習評価について、児童・生徒や保護者の不安を踏まえ、分かりやすく丁寧に説明することが必要。
- 各学校に納入された教科書が、遅滞なく児童・生徒に給与されることが必要。
- ▶ 学習課題等に係る情報提供について、学校や教育委員会のホームページ、また、各家庭の実情に配慮しつつ、電話連絡や保護者配信メール、家庭訪問等により、継続して行うこと。
 - 必要に応じて、感染防止に配慮したうえで登校日（分割登校なども含む）を設定することも考えられること。
- ▶ 学習及び学習評価について、教育委員会は、文部科学省のQ&A等を踏まえ、学校に指導助言を行うこと。さらに、学校や教育委員会は、ホームページ、または文書等により、児童・生徒や保護者に分かりやすく丁寧に説明すること。
- ▶ 学習課題については、県教育委員会ホームページの「新型コロナウイルス感染症の対応について」の「学習支援サイト」を参考とするなど、ICTの積極的な活用について、検討・実施すること。
- ▶ 登校日の設定や家庭訪問、保護者のみを対象とした学校説明会等の場を活用し、教科書を遅滞なく給与すること。

3 児童・生徒の心のケア、いじめや偏見等の防止について

- 新型コロナウイルス感染症や臨時休業における生活等について、児童・生徒の不安が高まっていることが考えられることから、心のケアの充実が必要。
- 新型コロナウイルス感染症に係るいじめや偏見等の防止について、より一層の注意喚起が必要。
- 教育委員会は、学校に改めて注意喚起や指導助言を行うこと。さらに、学校や教育委員会は、ホームページ、または文書等により、児童・生徒や保護者に啓発や指導・支援を行うこと。

4 「児童・生徒の居場所」について

(1) 学校における受入れ

- 保護者が仕事で休めない場合に自宅等で一人で過ごすことが難しい小学校低学年の児童や特別支援学級の児童・生徒等に対し、個々の事情に応じて、「児童・生徒の居場所」としての学校の活用を行うことが必要。
- 学校での受入れが必要な状況を見逃していないか、児童・生徒が自宅等で安全に過ごしているかなどについて、確認することが必要。
- 「児童・生徒の居場所」としての学校の活用を、積極的かつ柔軟に行うこと。その際には、感染防止のための配慮を行うこと。
- 「児童・生徒の居場所」としての学校の活用について、保護者に改めて周知するとともに、各家庭の実情に配慮しつつ、電話連絡や家庭訪問等により、児童・生徒一人ひとりの安全確認を行うこと。
- 学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つとして考えられること。

(2) 「放課後児童クラブ」等への協力

- 放課後児童クラブ等の延長に伴い、クラブへの人的支援や、学校の施設活用が求められていることを踏まえ、より積極的な協力が必要。
- 学校や教育委員会は、文部科学省及び厚生労働省の通知等を踏まえ、各市町村の担当部署と連携を密にし、より積極的かつ柔軟な協力を行うこと。また、学校においては、自校の児童・生徒が利用している放課後児童クラブ等と連携を密にし、個々の状況に応じた対応や支援を行うこと。
なお、市町村教育委員会は、学校の教職員がクラブに協力する際には、令和2年3月5日付け「放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保に係る教職員の服務等について」（県教育委員会）を参考として、教職員の服務等について適切な運用を行うこと。

5 幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育の提供について

- 幼稚園の臨時休業を行う場合には、預かり保育の提供等を通じて、保育を必要とする幼児の居場所確保に向けた取組が必要。
- 保護者が仕事を休めない場合等については、感染拡大防止のための万全の対策を講じたうえで、積極的な対応を検討すること。居場所確保の取組にあたり、昼食を提供することも工夫の一つと考えられること。

6 入学式等の実施について

- 入学式、始業式等の実施にあたっては、感染防止の取組が必要。
- 入学式、始業式等の実施については、規模縮小や時間短縮等の十分な感染防止策を講

じること。

7 その他

- 学校生活の再開に向け、学校における消毒剤やマスク等の配備について準備が必要。
- 県立学校では、当面の対応として学校間で消毒剤やマスクの融通を行うとともに、今後に向けての備蓄や、国への要望を検討中。これを参考として、各教育委員会においても、対応や準備、検討を行うこと。なお、県立学校に対しては、小・中学校からの要請により対応可能であれば、消毒剤等を融通するよう依頼している。
- 業者等への休業補償やキャンセル料への対応など、臨時休業措置に伴い臨時の予算執行が必要。
- 国からの補助等について具体的な方策は未定であるが、県教育委員会では、教育局や県立学校における臨時執行額について集約中。これを参考として、各教育委員会においても、首長部局と連携した準備や検討が考えられること。
- 学校給食を休止する場合は、関係事業者等と十分に協議を行うなど、関係者の理解と協力を得られるよう留意すること。

問合せ先

子ども教育支援課教育指導グループ 本間

T E L 045-210-8217

子ども教育支援課小中学校生徒指導グループ 長田

T E L 045-210-8292